

函館市コンブ養殖漁業廃棄物適正処理促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南茅部地域におけるコンブ養殖漁業で発生する事業系一般廃棄物（以下「廃棄物」という。）の処理に係る漁業者の負担を軽減し、もって漁業者の経営安定を図るとともに、廃棄物の適正処理を促進するため、廃棄物の処理の委託に要する経費に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。第5条において「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、廃棄物の処理を委託し、かつ、当該廃棄物を排出する漁業者から処理の委託に要する経費を徴収している南かやべ漁業協同組合とする。

(補助対象事業費)

第3条 補助対象事業費は、廃棄物の処理の委託に要する経費とし、消費税及び地方消費税相当額を除いた額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象事業費の3分の1以内の額とする。ただし、その額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金等交付申請書には、規則第7条第2項第1号から第3号までに掲げるもののほか、廃棄物の処理の委託に係る見積書を添付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年7月8日から施行し、令和元年度に限り、この要綱の施行前に南かやべ漁業協同組合が廃棄物処理業者と取り交わ

した契約書その他これに類する書類に基づく廃棄物の処理の委託に要する経費から適用する。

- 2 第5条中「見積書」とあるのは、令和元年度に限り、「契約書その他これに類する書類」と読み替える。